



埼玉県報

第276号
令和4年(2022年)
1月11日
火曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 蓮田都市計画ごみ焼却、ごみ処理及び汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画ごみ焼却、ごみ処理及び汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

正誤

- 埼玉県条例第54号中訂正（保安課）

告 示

埼玉県告示第二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年埼玉県告示第四十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

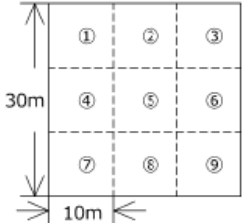
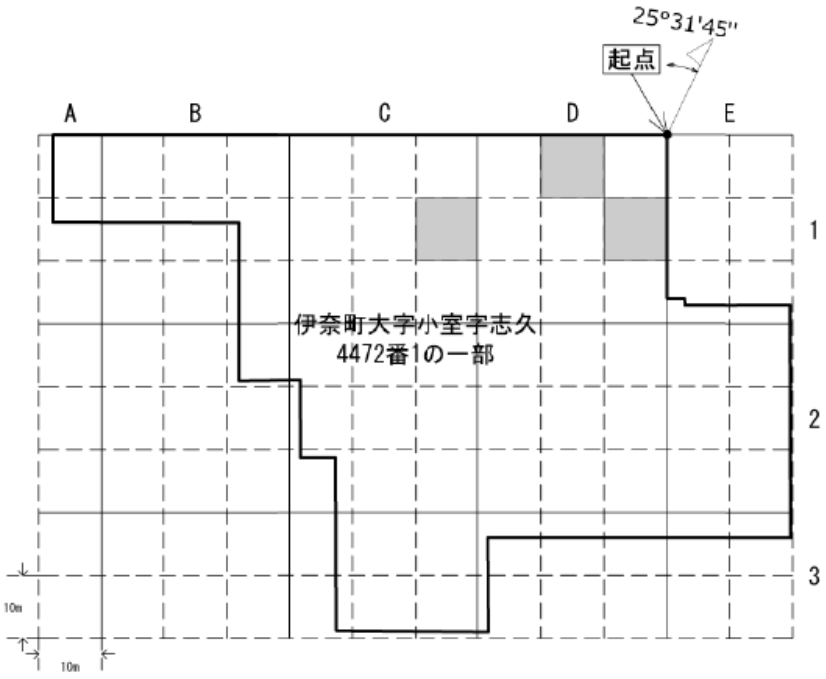
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千四百七十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
 起点は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久4472番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。

【格子の回転角度（25度31分45秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



- 凡例
- 指定を解除する区域に係る区画
 - 調査対象地
 - 30m格子
 - 10m格子
 - 筆境界

告 示

埼玉県告示第二十四号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二十五号

白岡市から蓮田都市計画ごみ焼却、ごみ処理及び汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二十六号

蓮田市から蓮田都市計画ごみ焼却、ごみ処理及び汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

正 誤

埼玉県条例第五十四号（令和三年十二月二十四日第二百七十二号）中訂正

ページ 行

一 前から六

誤

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

正

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

（埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正）

ページ 行

三 前から四

誤

埼玉県証紙条例の一部改正

正

（埼玉県証紙条例の一部改正）